

## 公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和元年6月18日

世田谷区

### 1. 業務委託の概要

#### (1) 件名

橋梁詳細設計委託【大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先】

#### (2) 目的

本委託は、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線」に計画される橋梁(4号橋)について、予備設計の結果を踏まえ、橋梁上下部及び基礎、護岸、道路、仮設構造物等、橋梁の架設に必要な構造物の詳細設計を行う業務である。

#### (3) 履行箇所

世田谷区大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先(「別紙1 位置図」参照)

#### (4) 業務内容

業務委託の概要についてはプロポーザル後、特定された企画提案書を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

なお、現在世田谷区が想定している業務は別紙、仕様書及び特記仕様書(案)のとおりであり、各年度に想定している業務は以下の通りである。

#### 【令和元年度 委託概要】

設計計画

橋梁及び護岸等の設計計算

橋梁架設計画の作成(施工ステップ毎の河川断面の検討を含む)

工事影響範囲の算出

関係機関(河川管理者、東京都住宅供給公社、交通管理者)との協議資料作成

#### 【令和2年度 委託概要】

橋梁及び護岸、道路の詳細設計

概算工事費の算出

関係機関(河川管理者、東京都住宅供給公社、交通管理者)との協議資料作成

#### (5) 履行期限

【令和元年度業務】 契約締結日から令和2年 2月28日までとする。

【令和2年度業務】 契約締結日から令和3年 2月28日までとする。

委託契約は年度ごとに行い、令和2年度の業務については、予算の配分を持って決定するとともに、前年度の履行内容が良好であることを条件として契約を行う。

### 2. 参加資格条件

次に掲げる要件のすべてに該当するもの。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録され、参加表明時点において営業種目「土木設計」の順位格付を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(令和11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 企業の実績

官公庁が発注し、平成24年度以降に完了した都内区市町又は東京都近郊政令指定都市における、橋梁詳細設計業務もしくは橋梁予備設計業務の受注実績が1件以上あること。

(7) 予定技術者の要件

- ・主任技術者及び照査技術者、担当技術者においては、官公庁が発注し、平成24年度以降に完了した都内区市町又は東京都近郊政令指定都市における橋梁詳細設計業務もしくは橋梁予備設計業務の担当実績を有すること。なお、各技術者は兼任することはできない。

- ・主任技術者は下記のいずれかの資格を有するものであること。

技術士：総合技術監理部門（建設-鋼構造コンクリート）

- ・照査技術者及び担当技術者のうち主たる担当技術者は下記のいずれかの資格を有するものであること。

技術士：建設部門（建設-鋼構造コンクリート）

技術士：建設部門（土質及び基礎）

技術士：建設部門（道路）

技術士：建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）

(8) (6) から (7) については、確認のため実績等を証明することのできる資料を添付すること。

3. 審査の方法

(1) 企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、評価基準について審査・配点し、総合点により順位を決定する。なお、提案者が1者の場合、評価合計点が全審査員の配点総計に対して5割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

(2) 審査（書類・ヒアリング）

- ・企画提案書の内容について、ヒアリングを実施し、審査する。

- ・ヒアリング実施予定日：令和元年7月31日（水）

- ・主任技術者及び担当技術者は必ず出席するものとし、出席者は3名以内とする。担当技術者または主任技術者が、天災や伝染性の高い病気、弔事などのやむを得ない理由により欠席する場合は、委員会の許可を得て、同等の能力を有する者を代理とすることができる。

- ・審査基準は概ね以下のとおり。

審査項目	審査の視点	配点
企業体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業として同種業務の実務実績が十分であるか</li> <li>・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか</li> <li>・企業としてのバックアップ体制がとれており、技術者が欠けた場合などに、人力的な補充ができるか</li> </ul>	30点
予定技術者実績 （主任技術者） （照査技術者） （担当技術者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務で活用できる資格を有しているか</li> <li>・同種業務の実務実績があるか</li> </ul>	70点
業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールに妥当性があり、業務分担が明確であるか</li> <li>・各工程で想定される業務量が適切に計画にされているか</li> </ul>	40点
特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い提案内容でも審査者にわかりやすい説明となっているか</li> <li>・業務の目的・内容の理解度が高く、特に重視する着眼点、配慮すべき具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか</li> <li>・与条件及び課題整理、解決方法等が、業務目的及び特性を適切に把握した提案であるか</li> </ul>	60点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説得力があり、かつ現実的な提案であるか</li> <li>・課題解決するための創意工夫がなされた提案であるか</li> <li>・提案内容が効果的な構成となっており、分かりやすいか</li> </ul>	
参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額と提案内容が妥当であるか</li> </ul>	なし

- ・提案の説明は20分程度とし、その後10分程度の質疑応答を行う。説明に用いる資料は企画提案書のみとし、新たな資料等の提出は認めない。
- ・ヒアリング会場や時間等の詳細については、電子メールにより通知する。
- ・審査の結果は、令和元年8月1日(木)ヒアリングを実施した者に郵送により通知する。

#### 4. 手続等

##### (1) 手続開始の公告

- 1) 公告開始日：令和元年6月18日(火)
- 2) 公告方法：世田谷区ホームページ(入札・契約情報、土木部工事第二課)

##### (2) 説明書の配布

- 1) 配布期間：令和元年6月18日(火)から令和元年7月1日(月)まで
- 2) 配布場所・方法：世田谷区ホームページ(以下)よりダウンロード  
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/124/379/380/d00166382.html>  
土木部工事第二課、窓口  
土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)

##### (3) 参加表明書の提出

- 1) 受付期間：令和元年6月18日(火)から令和元年7月1日(月)16時まで  
土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)
- 2) 提出先・方法：土木部工事第二課に持参(事前に電話で持参する時間を予約すること。)

##### (4) 企画提案書等の提出

- 1) 受付期間：令和元年7月3日(水)から令和元年7月24日(水)16時まで  
土日・祝日を除く9時から16時まで(12時から13時を除く。)
- 2) 提出先・方法：土木部工事第二課に持参(事前に電話で持参する時間を予約すること。)

#### 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定がある。  
【令和2年度】橋梁詳細設計委託【大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先】(その2)
- (5) 契約等について
  - ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
  - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は特定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の作成に関わる費用について  
参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。
- (7) 記載内容の変更について  
参加表明書及び企画提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、区の了解を得なければならない。

( 8 ) 参加者の失格について

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした参加者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った参加者は、失格とする。

( 9 ) 参加表明書及び企画提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称ならびに企画提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

( 10 ) 参加者の辞退について

参加表明書の提出後、企画提案書の提出及び審査への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

提出期限：令和元年7月24日（水）16時まで

提出先・方法：土木部工事第二課に持参（事前に電話で持参する時間を予約すること。）

6 . 担当部署

土木部工事第二課橋梁担当

担当 野村

住所：東京都世田谷区世田谷4-24-1 世田谷区役所城山分庁舎2F

電話：03-5432-2398 FAX：03-5432-3082

メールアドレス：[SEA02403@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02403@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

# 位置図



委託箇所：大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先



# 仕 様 書 ( 案 )

本委託は、世田谷区工事施行規程第26条に基づき、定めた下記標準仕様書により実施しなければならない。

但し、別紙特記仕様書又は図面特記に定める事項については、その仕様により実施するものとする。

## 記

- 1 設計委託標準仕様書 (東京都建設局 平成27年4月)

# 特記仕様書(案)

## 1. 委託件名

橋梁詳細設計委託【大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先】

## 2. 履行箇所

世田谷区大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先(図1 位置図 参照)

## 3. 履行期間

契約の日から令和3年2月28日まで

## 4. 適用範囲及び一般事項

本委託においては、下記に示す図書を適用すること。なお、最新版を使用し、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」に読み替えるものとする。

- (1) 土木材料仕様書(東京都建設局 平成29年4月)
- (2) 河川構造物設計基準(東京都建設局 平成27年4月)
- (3) 環境物品等調達方針(公共工事)(東京都 平成29年4月)
- (4) 受注者等提出書類処理基準(世田谷区 平成29年4月)
- (5) 東京都土木工事標準仕様書(東京都 平成26年4月)
- (6) 道路工事設計基準(東京都建設局 平成28年4月)
- (7) 建設局標準構造図集(東京都建設局 平成28年4月)
- (8) 世田谷区標準構造図集(世田谷区 平成29年4月)
- (9) 橋面舗装設計施工要領(東京都建設局 平成21年12月)
- (10) その他道路橋に関する基準類

## 5. 業務目的

本業務は、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線」に計画される橋梁の詳細設計を行い、工事発注において必要な資料の作成及び周辺道路との取付や施工に関する課題解決を目的とする。

## 6. 業務内容

下記に業務内容を記載する、なお、年度毎に想定している業務は以下のとおりである。

【令和元年度業務概要】

設計計画

測量・地質調査

橋梁及び護岸等の設計計算

橋梁架設計画の作成(施工ステップ毎の河川断面の検討を含む)

工事影響範囲の算出

関係機関(河川管理者、東京都住宅供給公社、交通管理者)との協議資料作成

【令和2年度業務概要】

橋梁及び護岸、道路の設計図・数量計算

概算工事費の算出

関係機関(河川管理者、東京都住宅供給公社、交通管理者)との協議資料作成

I. 測量調査業務

(1) 測量業務

- 1) 河川測量 L=60m
- 2) 中心測量(測点間隔 20m) L=60m
- 3) 横断測量 L=60m
- 4) 縦断測量(縦断測量 20m) L=60m

(2) 地質調査業務

- 1) 機械ボーリング( 116mm) 80m
- 2) 標準貫入試験 80 回
- 3) 原位置試験(孔内水平載荷試験) 4 試料
- " (デニソンサンプリング) 4 試料
- 4) 室内土質試験(土の細粒分含有試験) 24 試料
- " 24 試料
- " 24 試料
- " 24 試料

なお、地質調査の詳細な内訳については下記表に示すとおりである。

表1. 地質調査一覧

種 別	ボーリング番号	単 位	追加	追加	追加	追加	合計	調査理由	
			No.1	No.2	No.3	No.4			
機械ボーリング	116mm	粘性土・シルト	m	9.00	9.00	9.00	9.00	36.00	支持層(ki層)でデニソンサンプリング採取のため( 116mm)
		砂・砂質土	m	5.00	5.00	5.00	5.00	20.00	
		礫混じり土砂	m	1.00	1.00	1.00	1.00	4.00	
		軟岩	m	5.00	5.00	5.00	5.00	20.00	
	合計	m	20.00	20.00	20.00	20.00	80.00		
標準貫入試験		粘性土・シルト	回	9	9	9	9	36	
		砂・砂質土	回	5	5	5	5	20	
		礫混じり土砂	回	1	1	1	1	4	
		固結シルト・固結粘土	回	5	5	5	5	20	
		合 計	回	20	20	20	20	80	
原位置試験		孔内水平載荷試験	試料	1	1	1	1	4	変形係数推定のため
		デニソンサンプリング	試料	1	1	1	1	4	
室内土質試験		土の細粒分含有試験	試料	6	6	6	6	24	液状化判定のため
		土の液性限界試験	試料	5	5	5	5	20	液状化判定のため
		土の塑性限界試験	試料	5	5	5	5	20	液状化判定のため
		土の一軸圧縮試験	試料	1	1	1	1	4	支持層(ki層)の支持力推定



## II. 設計業務

### 1. 橋梁詳細設計

#### (1) 設計条件

- 1) 道路規格 : 第4種第2級
- 2) 設計速度 : V=40km/h
- 3) 設計荷重 : B活荷重
- 4) 橋梁詳細設計 : 1橋
  - 座標計算 1橋
  - 施工計画 1橋

( 作成にあたっては通常の施行計画の検討に加え、施工ヤードが近接する大蔵住宅住居者への負担が最小となるよう考慮した計画とすること。 )

- 関係機関との協議資料作成 1業務
- 現地踏査 1業務

#### 5) 鋼橋上部工

- 橋梁形式 単純鋼床版鉸桁橋
- 床版形式 鋼床版
- 橋長 26.900m
- 予備設計の有無 有
- 斜角 30° 35 41
- バチ形 対象外
- 曲線形 対象外
- 電算機使用 あり
- 類似構造物 なし

#### 6) 橋台

- 橋台形式 逆T式橋台 2基(基本1、類似1)
- 液状化が生じる地盤での橋台の耐力照査 あり
- 電算機使用 有(基本構造物のみ)

#### 7) 橋台基礎工

- 基礎形式 鋼管ソイルセメント杭2基(基本1、類似1)
- 電算機使用 有(基本構造物のみ)

#### 8) 架設工法

- 自走式クレーンによる一括架設工法

#### (2) 設計項目

標準仕様書第8章第5節 8.5.2「業務内容」に定める項目に示すとおりとする。( 仮設構造部計算及び仮橋設計を含む)

#### 追加項目

- 土留工(自立式)

橋台の施工で必要となる鋼管矢板および鋼矢板の土留工を後述する通水断面の検討の結果

を反映し設計を行う。現時点では自立式を想定しているが、検討の結果、切梁が必要になる場合は協議の対象とする。

#### 工事用仮橋

橋台の施工で必要となる工事用仮橋の設計を行う。

#### 橋梁添架物の検討

本路線は将来的に、電線共同工が設置される予定となっている。本業務では、橋梁への添架管の可否を検討し、設置する場合は本橋の設計に反映させること。

#### 通水断面の検討

本業務では大雨時、製作中の橋台背面を通水断面とするために、どのような仮締切の形状とするかを示し、通水断面として使用できることを証明すること。なお、検討方法については、別途プロポーザルの中で提案すること。

#### 民有地への干渉範囲の算出

本業務では本橋の架設にあたり、橋梁本体や仮設物、施工ヤードなどで民有地への干渉が想定されるものについて、必要とされる面積を計算し、干渉範囲を示した平面図を作成すること。

## 2. 護岸詳細設計

### (1) 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

#### 1) 護岸諸元

護岸工の標準断面及び護岸形式は、管理者である東京都との協議による。

なお、護岸の基礎に関しては仮締切で用いる鋼管杭を転用することを想定している。また、予備設計は行っていないため設計に必要な業務は別途、変更を提案すること。

#### 2) 河道諸元

計画河道平面図、計画河道縦断面図及び計画河道横断面図は、別途貸与する。

#### 3) 施工条件

施工時期、施工時対象水位又は、流量、用地境界、環境条件等の施工条件は別途指示する。

#### 4) その他

詳細設計は、総延長 134m (右岸側 73.0m、左岸側 61.0m)、一部軟弱地盤を含む、測点間隔は 20～25m、地域は市街化地区を想定している。

### (2) 設計項目

標準仕様書第 9 章第 3 節 9.3.2「業務内容」に定める項目のとおりとする。

## 3. 取付道路詳細設計

### (1) 設計条件

#### 1) 道路緒元

下記表 2 の取り付け道路の詳細設計を行う。なお、一部の路線については予備設計等を行っていないため、設計に必要な業務は別途、変更を提案すること。各路線の詳細な位置については取付道路位置図を参照とする。

表2. 路線設計範囲一覧

	路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
	都市計画道路補助 216 号	16.0	36.9	道路詳細設計(A)
	都市計画道路補助 216 号	16.0	36.4	道路詳細設計(A)
	区画道路 3 号	6.0	51.5	道路詳細設計(B)
	区画道路 18 号・河川管理用通路	4.0	36.0	取付道路
	河川管理用通路	6.0	37.0	取付道路
	河川管理用通路	2.0	18.0	取付道路
	河川管理用通路	2.0	43.0	取付道路

## (2)設計項目

設計する項目は次に示すとおりとし、業務内容は標準仕様書第 3 章第 8 節「道路詳細設計」3.8.2「業務内容」に定める項目に準じることとする。

## III. 概算工事費の算出

本設計工種に対して、概算工事費の算出を行う。

## 7. 主任技術者の選定

本委託業務の履行に当たっては、代理人及び主任技術者を選任するものとし、主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

(ア) 技術士(総合技術監理部門:建設 - 鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

## 8. 照査技術者及び担当技術者の選定

本業務の照査技術者及び担当技術者のうち主たる担当者は、以下のいずれかの条件を満たす者とする。

(ア) 技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート, 土質及び基礎, 道路, 河川, 砂防及び海岸・海洋, のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

## 9. 資料の貸与

(1)本委託において、必要な「地質調査業務委託【大蔵五丁目10番先外1箇所】地質調査報告書 平成 29 年 3 月 ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社」、「道路測量調査予備設計委託および電線共同溝予備設計委託【大蔵五丁目1番から大蔵三丁目3番先】報告書 平成 29 年 3 月 株式会社 テクニカルエイト」および「橋梁予備設計委託【大蔵五丁目10番から大蔵三丁目3番先】平成 30 年 3 月 株式会社ニュージェック」の成果品は貸与する。

貸与にあたっては、借用書(様式自由)を提出するものとする。

(2)資料については、作業終了後、速やかに返却するものとする。なお、担当より返却の指示が

あった場合は、指示を受けてから3日以内に返却しなければならない。

(3)世田谷区が貸与する資料によって知り得た情報は、本業務のみに使用し、発注者の指示または承諾がある場合を除き、みだりに複写、複製、又は第三者に提出してはならない。

## 10. 成果品

設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」によるもののほか、下記の成果品を提出すること。

【令和元年度成果品概要】

業務報告書(2部)  
CD-ROM (1枚)  
その他、監督員が指示する資料

【令和2年度成果品概要】

業務報告書(2部)  
CD-ROM (1枚)  
その他、監督員が指示する資料

## 11. 電子データの形式

設計図の電子データはCADデータとする。(設計図及び数量計算書等で使用するCADデータのファイル形式はDWG(Autodesk社Autocad2008形式)またはDXF形式とする。平面図等においては、座標系は世界測地系の平面直角座標第9系とする。)

また、CADデータとは別に設計図及び成果品一式をPDF形式に変換したのも併せて提出する。(ファイル形式はAcrobat5.0以降とする。)提出方法はCD-ROMで読み取り可能なメディアとする。また、本委託作業で作成した設計図書データの著作権は、委託作業終了後、世田谷区に無償で譲渡するものとする。

## 12. 諸法令の遵守について

- (1)この委託の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)電子情報の取り扱いに関して、受託者は、別紙1「電算処理の業務委託契約の特記事項」と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより世田谷区が被害を被った場合には、世田谷区は受託者に損害賠償を請求することができる。世田谷区が請求する損害賠償額は、世田谷区が実際に被った損害額とする。
- (3)この委託の設計にあたっては、ユニバーサルデザイン推進条例を遵守すること。また、ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の整備基準に適合させるために、必要な検討を行うこと。やむを得ず整備基準を満たせない場合には、監督員に報告するとともに、代替案を提示し、監督員の承諾を得ること。

### 13. 現地調査について

- (1) 調査前に現地調査計画書を作成し、調査目的・項目・箇所・作業方法及び安全管理方法を明らかにしたうえで、監督員の承諾を得て行うこと。
- (2) 身分証明書の携帯：現場で調査等作業を行う場合、世田谷区長発行の身分証明書を携帯すること。身分証明書の様式については測量委託標準仕様書(平成21年4月世田谷区)の記載内容に準じる。
- (3) 調査地域及び河川上流域で降雨がある場合には、河川内での調査を行わないこと。また、現地調査を行っている間に雨が降り出した場合は、直ちに作業を中断して河川内から引き上げること。降雨情報を常に確認できるようにしておくこと。

### 14. 成果品の品質確保について

- (1) 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (2) 比較条件、形式選定時、成果品納入時等、業務の節目ごとに、その成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。併せて、監督員へ報告を行うこと。
- (3) 成果品は、業務の目的を踏まえた最適な工法が選定され、設計図面に設計条件等が示され、施工可能なものとなっているか、工種計上漏れが無いかなどを確認したうえで、図面・数量・計算書について赤黄チェックを実施すること。また、監督員が赤黄チェックを求めた際には、速やかに提出すること。

### 15. 瑕疵の修正

受託者は、委託作業の途中または、終了後に当該成果について業務指示内容と異なる箇所、または、調整が取れない箇所が判明したときは、速やかに修正のための必要な措置をとること。

### 16. 打合せ協議

- (1) 業務着手時及び成果品納入時の打合せおよび関係機関協議には、主任技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ及び関係機関(東京都河川部及び東京都住宅供給公社、警視庁)との協議は以下のよう  
に想定している。

【令和元年度】

打合せ回数 4回

関係機関協議(東京都河川部及び東京都住宅供給公社、警視庁 各1回想定) 3回

【令和2年度】

打合せ回数 4回

関係機関協議(東京都河川部及び東京都住宅供給公社、警視庁 各2回想定) 6回

- (3) 打合せ協議後、打合せ記録簿を担当に提出すること。

## 17. 官公署への手続き等

この委託に係る企業者や周辺住民への通知(情報提供、協議、お知らせの配布等)は遺漏なく行うこと。

## 18. 業務実績の登録について

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」(旧称「業務カルテ」)を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 19. 環境物品等使用予定(実績)チェックリストの作成について

受託者は、本委託の成果完成と共に、「平成29年度東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に規定する特別品目、特定調達品目、調達推進品目の品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成(都のホームページからダウンロードするなどして入手する。)し、合わせてリサイクル計画書(案)として作成して、監督員に提出しなければならない。なお詳細については、監督員の指示によるものとする。

## 20. 再委託について

受託者は調査業務等を再委託する場合、協力会社が東京都の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

## 21. 不当介入に対する通報報告

受託にあたり、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む)は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

## 22. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの委託の履行上疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議し、その指示に従うこと。

**電算処理の業務委託契約の特記事項  
(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)**

**(秘密保持義務)**

1 乙は、当該委託契約(業務内容に保守委託を伴う賃貸借契約等を含む。以下同じ。)に係る電算処理業務(以下「委託業務」という。)により知り得た個人情報その他の情報(以下「情報」という。)を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。

**(書面主義の原則)**

2 乙は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

**(管理体制等の通知)**

3 乙は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を甲に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。

(1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準

(2) 以下の内容を含む従事者名簿

電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所

委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所

委託業務に関する緊急時連絡先一覧

(3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(4) 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図(特定個人情報ファイル(コンピュータ等で検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。)を取り扱う場合のみ。第 23 項の事項を証するもの。)

(5) 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書(特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第 24 項の事項を証するもの。)

(6) クラウドサービス(有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。)利用に係るリスク対策文書(委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第 25 項の事項を証するもの。)

**(再委託の禁止)**

4 乙は、委託業務の全部又は一部を、他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、乙は、再受託者に当該委託契約及び本特記事項を遵守させ、かつ、再受託者にかかる再委託の内容及び第 3 項に規定する事項を、甲に事前に書面をもって通知し、その承認を得なければならない。

**(目的外使用等及び複写等の禁止)**

5 乙は、委託業務で取り扱う情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

6 乙は、甲が委託業務での使用を目的として乙に提供し、又は貸与する情報及び情報資産(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成 16 年世田谷区規則第 47 号)第 2 条第 9 号に規定する情報資産をいう。以下同じ。)を、委託業務以外の目的に使用してはならない。

7 乙は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、甲の承認を得ずに複写してはならない。委託業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ甲に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、委託業務の終了後、乙は、直ちに複写した情報及び情報資産を消去し、再生又は再使用できない状態にするとともに、情報及び情報資産を消去した日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。

8 乙は、甲の事前の承諾なく、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を甲の事業所または乙の事業所から持ち出してはならない。

**(物的セキュリティ対策)**

9 乙は、委託業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。

10 乙は、委託業務に係る甲が運用する情報システムのサーバ等を区庁舎外に設置する場合は、甲の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、甲から要請があった場合は、その結果を甲に報告しなければならない。

11 乙は、その従事者に名札等の着用及び身分証明書等の携帯を義務付け、甲の情報システム室その他の甲の管理区域に立ち入る場合において甲から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。

12 乙は、委託業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は従事者が業務執行場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。

**(人的セキュリティ対策)**

13 乙は、委託業務において、甲に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに甲に報告し、代替策について協議しなければならない。

14 乙は、情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。

15 乙は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。

(1) 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと(ID の共用を指定されている場合は除く。)

(2) 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。

(3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと(パスワード発行業務を除く。)

(4) パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。

(5) パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。

(6) 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。

- (7) パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。  
(8) 社員間でパスワードを共有しないこと(IDの共用を指定されている場合を除く。)  
16 乙は、従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

(技術的及び運用におけるセキュリティ対策)

- 17 乙は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。  
18 乙は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。  
19 乙は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を甲に通知し、承認を得なければならない。  
20 乙は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に甲と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。  
21 乙は、委託業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールの発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、甲と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。  
22 乙は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。  
23 乙は、委託業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。  
24 乙は、委託業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更(許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等)を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
25 乙は、委託業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。(例:当該クラウドサービス提供事業者が公表している情報セキュリティ対策内容の確認、乙が従業員に付与するクラウドサービス用IDの適切な付与管理、クラウドサービス上に記録した情報が第三者に提供される場合についての確認、サービス利用終了時のデータの取扱い条件の確認、等)

(データのセキュリティ対策)

- 26 乙は、委託業務に関し、甲より情報資産を受領した場合は、預かり証を甲に対して交付しなければならない。また、当該情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、甲から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を甲に提示しなければならない。  
27 乙は、委託業務に係る重要度の高い情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報資産の紛失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。  
28 乙は、委託業務で取り扱う情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の取扱いには十分注意し、情報資産の紛失並びに情報の改ざん、漏えい等の防止に努めなければならない。  
29 乙は、委託業務が終了したときは、甲より受領した情報及び情報資産を速やかに甲に返却しなければならない。また、返却が不可能な情報及び情報資産は、甲の了承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処置した上で廃棄し、日時、担当者及び処理内容を甲に報告しなければならない。  
30 乙は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を甲があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

(電算処理機器の修理又は廃棄)

- 31 乙は、委託業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器(以下これらを「電算処理機器」という。)を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報を消去しなければならない。

(委託業務の報告)

- 32 乙は、甲に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

- 33 乙は、情報資産の情報セキュリティ管理状況について、甲の求めに応じて報告するものとする。また、甲が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。  
34 乙は、甲が必要とする場合は、業務執行場所へ甲の職員の立入りを認めるものとする。

(緊急時の対応)

- 35 乙は、委託業務において、業務上のトラブル、災害、事故、電算処理機器の不良、故障及び破損等が発生した場合は、速やかに甲にその状況について報告し、甲の指示に従わなければならない。  
36 乙は、委託業務について次に掲げる事象が発生した場合は、速やかに、甲にその状況を具体的に報告しなければならない。  
(1) 情報及び情報資産の紛失  
(2) 情報の改ざん  
(3) 情報の漏えい  
(4) 不正アクセス  
(5) 情報セキュリティポリシーの違反  
(6) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

(サービスレベルの保証)

- 37 乙は、委託業務のサービスレベルについて、事前に甲と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

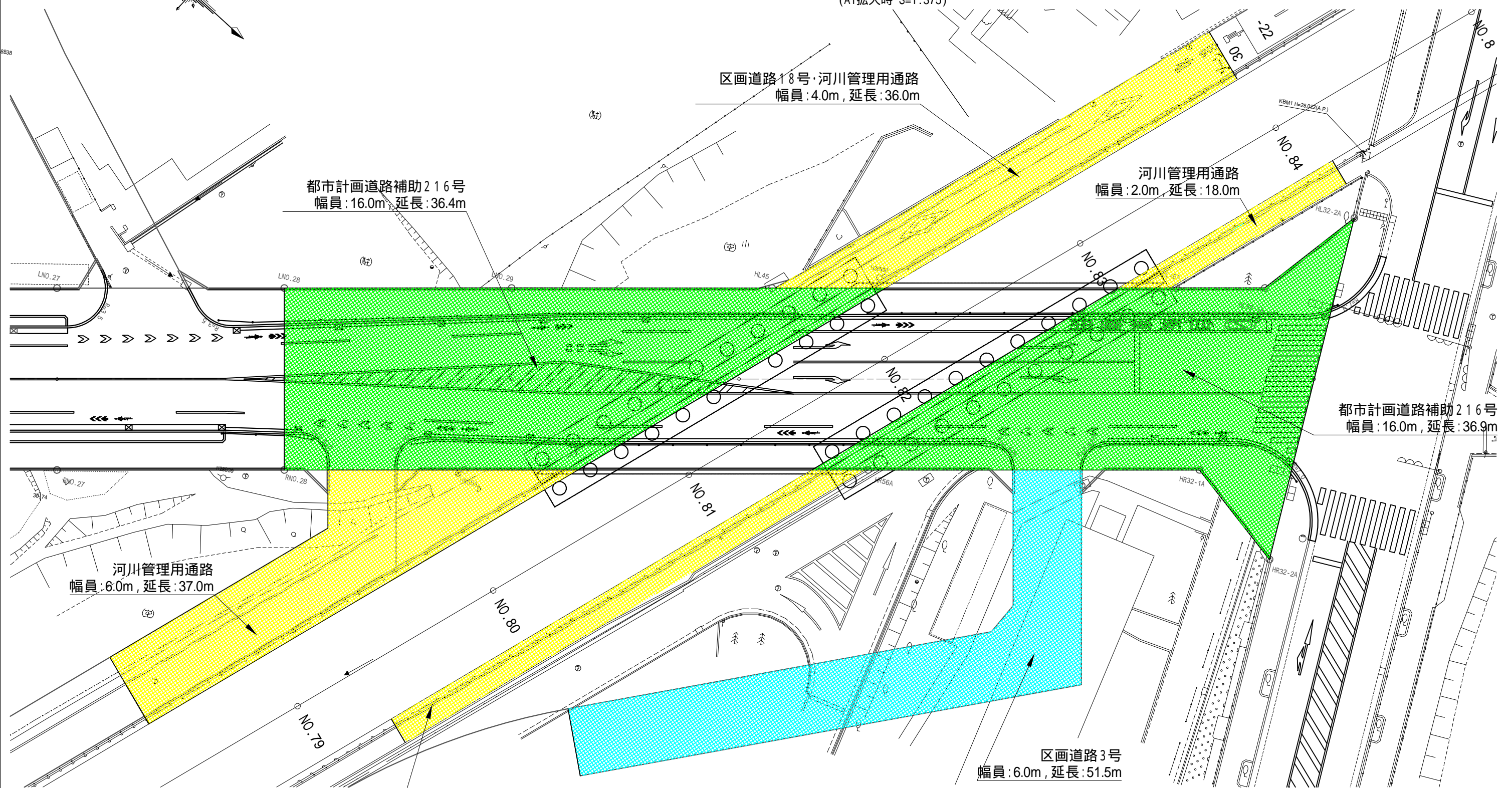
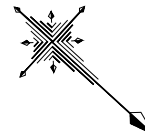
(損害賠償)

- 38 乙は、本特記事項に違反し、又は本特記事項を履行しなかったことにより、甲に損害が生じた場合には、甲に対しこれを賠償するものとする。



# 取付道路位置図

S=1:750  
(A1拡大時 S=1:375)



都市計画道路補助216号  
幅員: 16.0m, 延長: 36.4m

区画道路18号・河川管理用通路  
幅員: 4.0m, 延長: 36.0m

河川管理用通路  
幅員: 2.0m, 延長: 18.0m

都市計画道路補助216号  
幅員: 16.0m, 延長: 36.9m

河川管理用通路  
幅員: 6.0m, 延長: 37.0m

区画道路3号  
幅員: 6.0m, 延長: 51.5m

河川管理用通路  
幅員: 2.0m, 延長: 43.0m

- 都市計画道路補助第216号線
- 区画道路
- 河川管理用通路

路線名	都市計画道路補助第216号線		
委託件名			
委託箇所	大蔵五丁目1番から大蔵三丁目3番先		
図面名称	縮尺	( )はA1判に拡大	
作成年月日	平成 年 月 日	図面番号	
工事第二課長 設計担当係長		照査	設計
世田谷区土木部工事第二課			